

1

裁判所

第1. 裁判所の組織

1. 裁判所の種類

最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所（憲76、裁1、2）

2. 裁判所の構成員

裁判官：裁判を担当

裁判所書記官：調書・記録の作成、保管、送達事務等裁判権の行使に付随する事務を担当

執行官：裁判の執行を担当

3. 合議制・単独制

合議制：複数の裁判官で構成される

単独制：一人の裁判官で構成される

- (1) 最高裁判所は常に合議制：大法廷（15人の裁判官全員で構成）、小法廷（5人の裁判官で構成）（裁9）
- (2) 高等裁判所も常に合議制：原則として3人で構成
- (3) 地方裁判所：原則として単独制
- (4) 簡易裁判所：常に単独制

第2. 除斥・忌避・回避

1. 除斥

法律上当然に裁判に関与できない場合（23 I 各号）

ex. 裁判官と当事者が密接な関わり合いがある

2. 忌避

除斥事由以外の事由について当事者の申立てに基づく裁判によって職務執行ができなくなる場合（24 I）

ex. 裁判の公正を妨げるべき事情（裁判官と当事者の一方が婚約中など）

3. 回避

裁判官が自発的に職務執行から身をひく場合（規則12）